

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県浄化槽協会(以下「協会」という。)定款第27条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に基づき、役員報酬等の支給基準及び費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者(常勤理事及び常勤監事)をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、理事のうち愛媛県職員は除く。

- 2 常勤理事及び会員以外から選出された監事(以下「員外監事」という。)の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、前項に定める報酬のほか、職員給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。
- 4 常勤理事には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事及び員外監事の月額報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定する。

- 2 常勤理事、員外監事の報酬月額及び役員賞与は、別表第1「役員報酬額」のとおりとする。
- 3 非常勤役員報酬は、会議及び各種事業等への出席1日当たり、12,000円(午前又は午後のいずれかの場合は、1/2の6,000円)とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事及び員外監事の報酬は、その月の月額の全額を毎月25日に支給する。ただし、その日が国民の祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い国民の祝日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

- 2 非常勤役員報酬は、会議及び各種事業等へ出席の都度支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に直接支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(費用弁償)

第7条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員が理事会、各委員会及びその他の会議(県外も含む)並びに各種事業へ役員の職務として出席する場合は、理事会において定める旅費規程により費用を支払うものとする。

(退任慰労金)

第8条 常勤理事の退任に当たっては、当該理事の任期に応じ、退任慰労金を支給することができる。

2 非常勤理事で特に功績顕著と認められる役員に対して、理事会の決議により退任慰労金を支給することができる。

3 退任慰労金は、別表第2「役員の退任慰労金」のとおりとし、その額は理事会において決定する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人愛媛県浄化槽協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

別表第1 役員の報酬額

- ・常勤理事 金額は理事会で決定
- ・員外監事 月額5万円（60万円／年）

別表第2 役員の退任慰労金

- ・常勤理事 該当者なし
- ・非常勤理事 30万円以内（金額は理事会で決定）